

令和2年1月23日

報道各位

理事会決議事項について

令和2年1月23日開催の第274回定例理事会において、下記のとおり決議されましたので通知いたします。

記

1) 定款一部変更の件（資料1-1、資料1-2）

原案どおり承認された

2) 第54回臨時総会付議事項及び日時

・日時 令和2年2月7日（金）午後1時

・場所 本所6階大会議室

・議案 定款一部変更の件

原案どおり承認された

3) 業務規程一部変更の件（別添1）

原案どおり承認された

4) 受託契約準則一部変更の件（別添1）

原案どおり承認された

※ 業務規程一部変更及び受託契約準則一部変更に係る概要につきましては、別添1をご参照ください。
また、本決議を踏まえ本月中に農林水産大臣に当該変更の認可申請を行うことを予定しておりますが、申請にあたりまして当該変更の本旨が損なわれない範囲で条文等を修正する場合にあたっては、その内容を理事長に一任することを併せて決議しております。なお、新旧対照表条文につきましては、認可されました後に改めてご案内いたします。

参考) 報告事項 経営改革協議会委員構成及び開催日程について

(詳細につきましては、別添2をご参照ください。)

以上

定款の変更理由書

1 変更の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、商品先物取引法の成年被後見人等に係る条項（同法第15条第2項第1号イ等）が改正されたことから、本所においても当該改正に合わせて関係条項を変更する必要があるため。

2 主な変更内容

現在、定款第8条において、会員の欠格条件の一つとして「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」を掲げているが、これらの者に替えて、「精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を会員の欠格条件とする。

以 上

定款変更案対照表（案）

資料 1 - 2

大阪堂島商品取引所
——線は変更箇所

変 更 案	現 行
<p>(欠格条件)</p> <p>第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。</p> <p>(1) <u>精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>(2) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者</u></p> <p>(3)~(10) (略)</p> <p>(11) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号<u>又は次号</u>のいずれかに該当するもの</p> <p>(12)~(15) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>令和 年 月 日開催の会員総会において決議したこの定款の変更は農林水産大臣認可の日（令和 年 月 日）から施行する。</u></p>	<p>(欠格条件)</p> <p>第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に<u>取り扱われている者</u></u></p> <p>(2) <u>破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に<u>取り扱われている者</u></u></p> <p>(3)~(10) (略)</p> <p>(11) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(12)~(15) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

業務規程及び受託契約準則の一部変更に係る概要

1 変更の趣旨

【業務規程】

本取引所は、来年8月に米穀の試験上場の期限を迎えることになっており、本上場に向け、取引量及び取引参加者（特に生産者）の増加が喫緊の課題となっている。このため、新たな標準品として、コシヒカリに次ぐ作付面積を誇るひとめぼれ（宮城県産）を追加するとともに、既存の標準品である秋田こまちについて、生産者等からの要望に応え、取引単位及び受渡単位を204俵から17俵に変更することとしたい。

また、本取引所の財務基盤を強化するためには、コメ以外の既存商品の振興による収益構造の改善を図る必要があることから、当業者のニーズを踏まえ、とうもろこしの商品設計を見直すこととしたい。

さらに、近年、自然災害が頻発しており、取引参加者から緊急時における対応の迅速化を求める声があるため、天災地変等の緊急時において理事会の決議を経ることなく受渡場所や受渡日時の変更等の措置をとることができることとしたい。

【受託契約準則】

業務規程の変更に伴い所要の変更を行うほか、今後、上場商品等を廃止又は休止する場合に備えて、所要の規定を追加することとしたい。

2 主な変更内容

【業務規程】

- ・新たな標準品の追加
コシヒカリに次ぐ作付面積を誇るひとめぼれのうち主産地である宮城県産を「宮城ひとめ」として標準品に追加。商品設計の概要は別紙1のとおり。
- ・秋田こまちの商品設計変更
生産者等からの要望に応え、取引単位・受渡単位を現行の204俵から17俵に引下げ。
- ・とうもろこしの商品設計変更
当業者のニーズを踏まえ、取引の期限（限月）を従来の偶数月から奇数月に、納会日を偶数月の15日に変更するとともに、受渡単位を取引単位に合わせて100トンから50トンに変更。なお、受渡場所及び受渡供用品の変更については、とうもろこし受渡細則を変更予定。商品設計の概要は別紙2のとおり。
- ・上場商品等の廃止又は休止等における措置
上場商品等について廃止又は休止等を行う場合、当該日の立会終了時における建玉を帳入値段により決済する旨の規定を追加。
- ・緊急時対応
天災地変等の緊急時における対応の迅速化を図るため、理事会の決議を経ることなく受渡場所や受渡日時の変更等の措置をとることができるよう変更。

【受託契約準則】

- ・宮城ひとめの追加に伴い、受渡決済の特例に係る規定に宮城ひとめを追加。
- ・とうもろこしの納会日の変更に伴い、委託者が受託会員に決済方法を指示する日を変更。
- ・とうもろこしの受渡書類及び総取引金額の差入期限を受渡日の前営業日の午後3時から他の商品に合わせて午後4時に変更。
- ・上場商品等の廃止又は休止における措置等に係る規定を新たに追加。

3 施行時期等

- (1) とうもろこしに関する変更は、令和2年4月16日又は農林水産大臣の認可の日のいずれか遅い日から施行。
- (2) 米穀に関する変更は、令和2年4月21日又は農林水産大臣の認可の日のいずれか遅い日から施行。
- (3) それ以外の変更は、農林水産大臣の認可の日から施行。
- (4) 宮城ひとめ及び変更後の業務規程（以下「新規程」という。）に基づく秋田こまちについては、令和2年4月21日を取引開始日とし、第7条第1項第1号ニの規定にかかわらず、当初の取引限月を令和2年10月限、同年12月限、令和3年2月限及び同年4月限とする。
- (5) 新規程に基づくとうもろこしは、施行日を取引開始日とし、第7条第1項第1号ハの規定にかかわらず、当初の取引限月を令和3年1月限、3月限及び5月限とする。
- (6) 施行日以降、変更前の業務規程（以下「旧規程」という。）に基づく秋田こまち及びとうもろこしについては、新甫発会を行わない。
- (7) 旧規程に基づく秋田こまち、とうもろこしの限月は、その期限が到来するまで取引を行う。ただし、それぞれ残存する全ての限月において建玉がなくなった場合は、翌営業日以降において取引を休止する可能性がある。
なお、旧規程に基づく秋田こまち、とうもろこしの限月の建玉については、円滑な決済が確保されるよう万全を期すこととする。
- (8) 天災地変その他やむを得ない事由により、上記(1)から(3)までに掲げる日に施行することが適当でないと本所が認める場合は、理事会が適当と認めた日から施行することとし、施行に必要な事項を理事会において定める。

以 上

宮城ひとめの商品設計の概要

項目	内容
標準品	宮城ひとめ 宮城県産ひとめぼれ 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）に基づく記録がなされかつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品に限る。
売買仕法	システム売買による個別競争売買
立会時間	午前9時から午後3時まで
呼値と呼値の単位	1俵あたり10円
制限値段	基準値段（＝前営業日の帳入値段）を基準として上下300円 ※基準値段の制限値段到達状況により、400円→500円へと順次（当月限については600円に）拡大する場合がある。
取引単位（倍率）	1枚 18俵（倍率＝取引単位÷呼値＝18倍）
受渡単位	1枚 18俵
注文の種類	指値注文のみ
指定可能な約定条件	FaS、FaK及びFoK
帳入値段	帳入値段決定細則に基づき決定（概要は、限月ごとに以下の1.～3.の順） 1. 午後1時から午後3時までのVWAP 2. 午後1時に最も近い約定値段 3. 取引不成立のときは、前日の帳入値段。ただし、適当でないと認めるときは、高い買い気配又は安い売り気配を採用する場合がある。 ※なお、本所が指定した値段とすることがある
限月 (取引開始限月)	新甫発会日の属する月から起算して12か月以内の偶数月 令和2年4月21日に令和2年10月限、12月限、同3年2月限及び4月限で取引開始
新甫発会日	当月限納会日の翌営業日
当月限納会日	偶数月の20日（休業日に当たる場合は繰り上げ）
受渡値段	当月限納会日における当月限の帳入値段
受渡日	当月限納会日の2営業日後に当たる日
受渡場所	宮城県内所在の営業倉庫のうち、本所が指定したもの（＝指定倉庫）
受渡方法	渡方は荷渡指図書及び指定倉庫発行の在庫証明書を、受方は受渡代金及び消費税を本所に差し出すことにより行う。
受渡供用品	宮城県産ひとめぼれ1等品及び2等品
供用期間	毎年の10月限を米穀年度切替限月とし、前米穀年度の米穀は当米穀年度の10月限、12月限及び2月限まで供用することができる（理事会決議）。
価格調整額	等級格差及び産年格差は、受渡月の前々月末までに決定・公表する。
取引証拠金	取引証拠金の額は、株式会社日本商品清算機構が定める。

とうもろこしの商品設計の概要

項目	内容	
	新	現行
標準品	同右	アメリカ合衆国産黄とうもろこしであって、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格NO.3、水分15%以下のものとして輸出されたもの(本船等から船内渡しされる未通関のものに限る。)
売買仕法	同右	システム売買による個別競争売買
立会時間	同右	午前9時から午後3時まで
呼値と呼値の単位	同右	1,000kgあたり10円
制限値段	同右	基準値段(=前営業日の帳入値段)を基準として上下1,000円 ※基準値段の制限値段到達状況により、1,500円へと拡大する場合がある。
取引単位(倍率)	同右	1枚 50,000kg (倍率=取引単位÷呼値=50倍)
◎受渡単位	1枚 <u>50,000kg</u>	1枚 <u>100,000kg</u>
注文の種類	同右	指値注文のみ
指定可能な約定条件	同右	FaS、FaK及びFoK
帳入値段	同右	帳入値段決定細則に基づき決定(概要は、限月ごとに以下の1.~3.の順) 1. 午後1時から午後3時までのVWAP 2. 午後1時に最も近い約定値段 3. 取引不成立のときは、前日の帳入値段。ただし、適当でないと認めるときは、高い買い気配又は安い売り気配を採用する場合がある。 ※なお、本所が指定した値段とすることがある。
◎限月	<u>新甫発会日の属する月の翌々月から起算して12か月以内の奇数月</u>	<u>新甫発会日の属する月から起算して14か月以内の偶数月</u>
◎取引開始限月等	令和2年4月16日に、令和3年1月限、3月限及び5月限で取引開始	新甫発会を2021年4月限(2020年3月2日発会)までとし、それ以降の限月は発会しない。
新甫発会日	同右	当月限納会日の翌営業日

(別添1)

項目	内容	
	新	現行
◎当月限納会日	偶数月の15日（休業日に当たる場合には繰上げ）	当月限の前々月の最終営業日
受渡値段	同右	当月限納会日における当月限の帳入値段
◎受渡日	当月限の1日から月末までのうち、当該最初の荷受渡予定日の前営業日	当該限月に対応する偶数月の前月の15日(当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)から翌月末日までの間
◎受渡場所（荷受渡港）	* 未定 来月以降の理事会において受渡細則の変更審議を予定しているもの。	釧路、十勝、苫小牧、八戸、釜石、石巻、仙台、塩竈、鹿島、千葉、川崎、横浜、田子の浦、清水、豊橋、衣浦、知多、四日市、大阪、神戸、姫路、宇野、坂出、水島、玉島、笠岡、門司、下関、博多、八代、米ノ津、谷山、志布志、那覇
受渡方法	同右	渡方は船荷証券/本船荷渡指図書/荷渡指図書・送り状・保険料請求書を、受方は受渡代金を本所に差し出すことにより行う。
◎受渡供用品	* 未定 来月以降の理事会において受渡細則の変更審議を予定しているもの。	アメリカ合衆国農務省穀物検査規格 No. 3 以上かつ水分15%以下で輸出されたもの
取引証拠金	同右	取引証拠金の額は、株式会社日本商品清算機構が定める。

注) 項目の「◎」は変更箇所であることを表す。

経営改革協議会の委員構成及び開催日程について

1. 委員構成

役職名	氏名	所属団体名称	職名
議長	土居丈朗	慶応義塾大学経済学部 東京財団政策研究所	教授 上席研究員
副議長	重光達雄	FX クリアリング信託株式会社	代表取締役会長
委員	大澤孝元	パークレイズ銀行 東京支店	市場営業本部長
	木村 良	全国米穀販売事業共済協同組合 木徳神糧株式会社	理事長
			取締役会長
	清原伸二	有限責任監査法人トーマツ	ディレクター
	多々良實夫	日本商品先物振興協会 豊商事株式会社	会長 代表取締役会長
	中塚一宏	SBI エナジー株式会社	代表取締役社長 元金融担当大臣
	仁科一彦	大阪大学 明治学院大学	名誉教授
			名誉教授
	本田敬吉	国際通貨研究所	名誉顧問
本間隆行	住友商事グローバルリサーチ株式会社	経済部長 チーフエコノミスト	
山崎達雄	国際医療福祉大学	特任教授 元財務官	

(五十音順)

2. 開催日程

	開催予定日	開催場所	議題予定 (変更の可能性あり)
第 1 回	2020 年 1 月 28 日	大阪、阿波座本所	歴史と考査、米の流通
第 2 回	2020 年 2 月 19 日	大阪、阿波座本所	資産・負債・損益、財務の 状況
第 3 回	2020 年 3 月 09 日	大阪、阿波座本所	未定
第 4 回	2020 年 3 月 25 日	東京、小伝馬町食糧 会館	未定
最終回	2020 年 4 月中旬	大阪、阿波座本所	総括、改革案、報告書の提 出

以上